

# 第1期地区 まちづくりニュース

令和3年11月30日発行 第15号  
横浜市 都市整備局 二ツ橋北部土地区画整理事務所

吐く息も白くなり、冬の到来が間近に感じられるこのごろ、皆さまいかがお過ごしでしょうか。日頃から、工事の施工や仮換地の造成計画の調整等につきまして、ご協力をいただきありがとうございます。6月に第4回仮換地指定を行い、10月～11月には8街区の一部について使用収益を開始しました。

今後も、着実に事業を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



## 1. 第4回仮換地指定を行いました

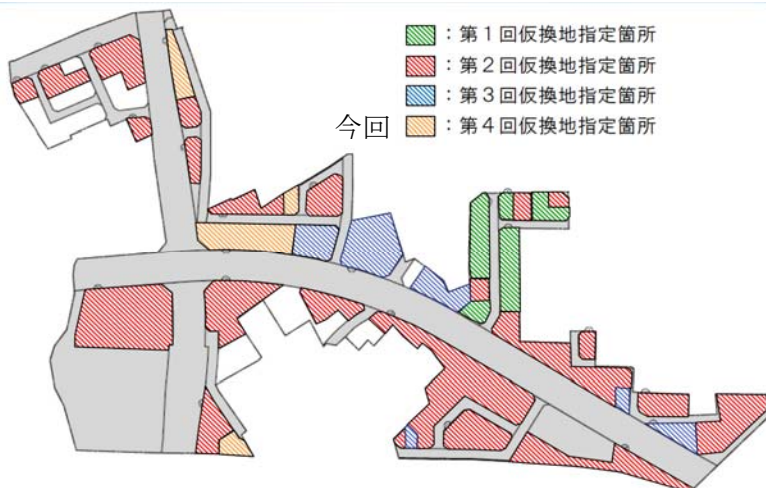
令和2年7月に行いました第3回仮換地指定に続き、令和3年6月30日付で第4回仮換地指定を行いました。

(右図のオレンジ色の箇所)

現在は仮換地指定を行った地権者の皆さまへの建物等移転補償を順次進めています。

今後は第2回、第3回の仮換地指定箇所において宅地等の造成工事を進めてまいります。

【仮換地指定箇所図】



### ◆第4回仮換地指定の概要

仮換地指定日	令和3年6月30日（効力発生日：7月15日）
仮換地指定の筆数	従前の宅地：6筆 仮換地：8筆
仮換地指定通知の内訳	宅地所有者：8通

## 2. 使用収益を開始しました

令和3年10月から11月にかけて、8街区の一部の土地について、使用収益を開始しました。

(場所については、裏面の地図参照)。

使用収益の開始により、仮換地が横浜市から権利者に引き渡され、権利者の皆さまによる仮換地の土地利用（建物建築等）を行うことができます。

今後も、宅地造成や道路工事などが完了した土地から順次、使用収益を開始する予定です。



### 3. 宅地等の基盤整備工事を進め、調整池工事等に着手します

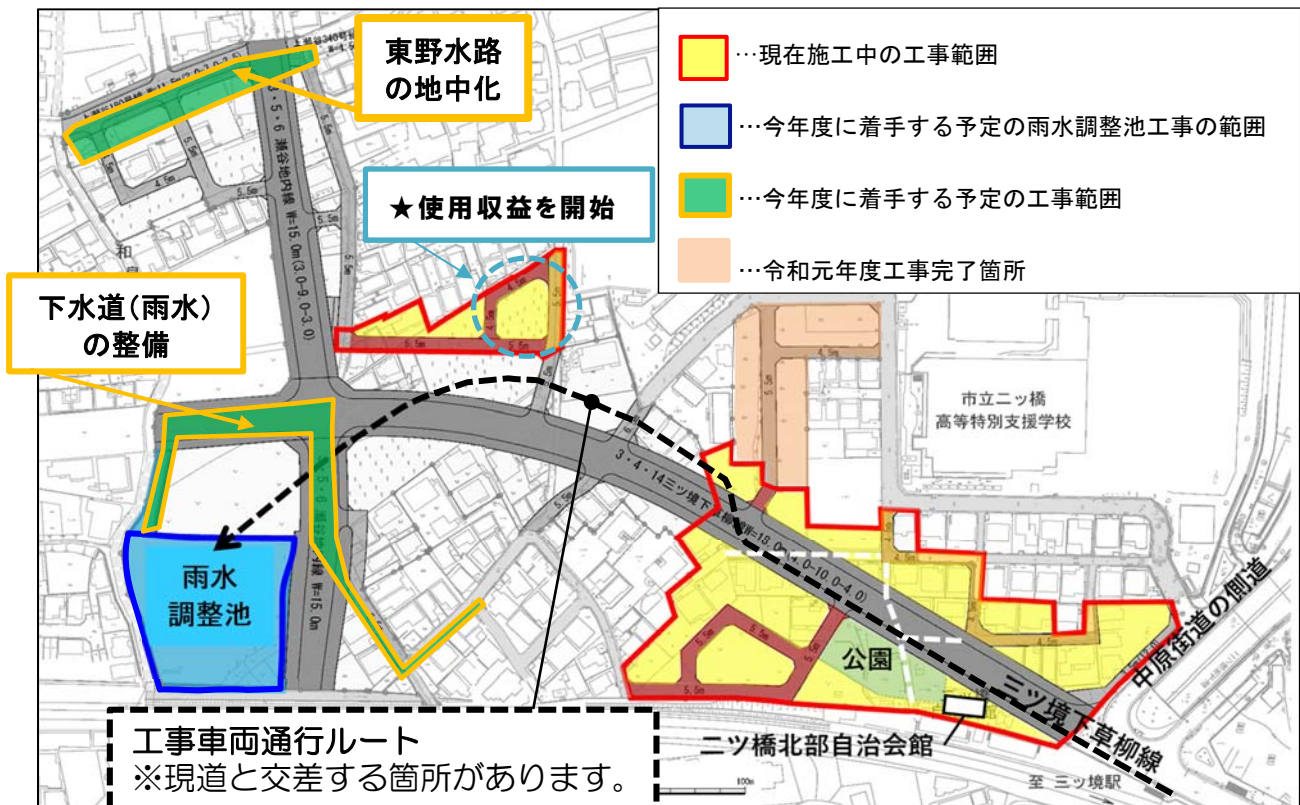
現在、下図の **黄色部分** で道路や宅地造成等の基盤整備工事を進めております。造成が完了次第、仮換地の引き渡しを行いますので、時期が近づいてきましたら個別にご連絡します。引き続きご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年度は、雨水調整池（図中 **青色部分**）及び東野水路の地中化・下水道（図中 **緑色部分**）の工事に着手します。

雨水調整池工事については1月頃から、東野水路の地中化・下水道の工事については、3月頃から着手予定です。

それぞれの工事の詳細につきましては、工事着手前に開催する 工事説明会 にてご説明します。

【令和3年度工事着手範囲図】



※公園整備は令和5年度に行います。



#### 【お問合せ先】

横浜市 都市整備局 市街地整備部  
ニッ橋北部土地区画整理事務所

住所：〒246-0021

瀬谷区ニッ橋町 467-23

電話：045(363)3110

FAX：045(363)3116

担当：(換地・工事関係)

森・鈴木・福田・増子・阿部・

平井(貴)・吉田

(補償関係) 矢部・平井(晶)・石原・菅原

(審議会関係) 川田・壬生

❖令和3年4月～職員の異動により新体制になりました



事業に関して不明な点やご意見、ご相談等がありましたら、お気軽にご連絡ください。

